

千葉県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令

平成25年4月1日

本部訓令第8号

〔沿革〕 令和2年5月26日本部訓令第19号

令和6年5月23日本部訓令第14号

千葉県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察情報システム（千葉県警察が整備する情報システム及び警察庁が整備する情報システムであって千葉県警察が整備する情報システムと接続されているものをいう。以下同じ。）の整備及び管理に関する基本的事項を定め、もって千葉県警察における情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するとともに、県民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察業務の合理化及び高度化を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 警察情報システムの整備及び管理に当たっては、関係部門相互の協力の下、その利用実態を適切に把握しつつ、これを行うものとする。特に、データを最大限に活用していくための環境整備の重要性に鑑み、情報システムの利用に係る業務のプロセスについて全体的な見直しを実施するとともに、警察庁が整備する情報システムとの共通化及び集約化を図ることにより、組織全体の情報システムの有効性の向上、重複する機能の排除及び取り扱うデータの効果的な活用の推進を図るものとする。

2 警察情報システムの整備及び管理に当たっては、警察業務における情報の保護及び継続性の確保の重要性に鑑み、警察情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、警察情報システムにおいて取り扱う個人情報その他の情報を適切に管理するとともに、その機能を維持し、警察情報システムの安全性を確保するものとする。

(警察情報システムの整備等)

第3条 総務部長は、警察情報システムの整備及び管理に関する事項を統括するとともに、所属に対する警察情報システムの整備及び管理に関する指導に係る事務を行う。

2 総務部情報管理課長は、前項に規定する事務に関して総務部長を補佐し、総務部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(情報管理業務監査)

第4条 総務部長は、警察共通基盤システム及び警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、情報管理業務監査を行うものとする。

2 前項に規定する情報管理業務監査の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

(細目的事項の委任)

第5条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(千葉県警察情報管理システムの運用に関する訓令の廃止)

2 千葉県警察情報管理システムの運用に関する訓令(平成20年本部訓令第14号)は、  
廃止する。

附 則(令和2年5月26日本部訓令第19号)

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

附 則(令和6年5月23日本部訓令第14号)

この訓令は、令和6年6月3日から施行する。